

令和5年度
附属明細書

自：令和 5年4月 1日
至：令和 6年3月 31日

〒682-0125
鳥取県東伯郡三朝町横手 396 番地

社会福祉法人 福生会
理事長 谷口 宗弘

借入金明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備 資金 借入金	山陰合同銀行	G拠点区分	14,340,000	0	8,040,000	6,300,000 (6,300,000)	0	0.78%	77,579	0	令和7年1月15日	三喜苑西郷通所介 護事業所設備資金	土地	鳥取県倉吉市伊木 字中新田265番3	9,300,000
						0 ()							建物	鉄骨造合金 ¹ 鋼版 ぶき2階建	58,528,644
						0 ()									
		計		14,340,000	0	8,040,000	6,300,000 (6,300,000)	0		77,579	0				
長期 運営 資金 借入金						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
		計		0	0	0 (0)	0		0	0					0
短期 運営 資金 借入金						0									
						0									
						0									
		計		0	0	0	0		0	0					0
合計			14,340,000	0	8,040,000	6,300,000 (6,300,000)	0		77,579	0					67,828,644

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳		
なし			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳					
						A拠点	B拠点	C拠点	D拠点	G拠点	E拠点
鳥取県 社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金	介護事業	1,719,000	0	1,719,000	0	1,719,000					
三朝町 介護保険事業所物価高騰対策応援金		734,000	0	734,000	0	585,000			132,000		17,000
鳥取県 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金		6,290,000	0	6,290,000	0	4,690,000			1,060,000	400,000	140,000
鳥取県 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金		10,860,000	0	10,860,000	0	10,860,000					
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用調整金		945,000	0	945,000	0	945,000					
鳥取県 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金		1,380,000	0	1,380,000	0				1,380,000		
区分小計		21,928,000	0	21,928,000	0	18,799,000	0	0	2,572,000	400,000	157,000
鳥取県 運営費補助金	老人事業	18,219,000	0	18,219,000	0		18,219,000				
鳥取県 処遇改善支援補助金		226,000	0	226,000	0		226,000				
三朝町 介護保険事業所物価高騰対策応援金		162,000	0	162,000	0		162,000				
鳥取県 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金		1,300,000	0	1,300,000	0		1,300,000				
区分小計		19,907,000	0	19,907,000	0	0	19,907,000	0	0	0	0
三朝町社会福祉協議会 福祉教育推進事業	保育事業	11,200	0	11,200	0			11,200			
鳥取県緑化推進委員会 団体緑化		15,000	0	15,000	0			15,000			
鳥取県 社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金		13,000	0	13,000	0			13,000			
三朝町 特別保育事業		7,431,000	0	7,431,000	0			7,431,000			
三朝町 施設修繕費補助金		284,581	0	284,581	0			284,581			
三朝町 特色ある保育事業補助金		42,554	0	42,554	0			42,554			
延長保育料・一時保育料(保護者負担)		126,600	126,600	126,600	0			126,600			
区分小計		7,923,935	126,600	7,923,935	0	0	0	7,923,935	0	0	0
鳥取県 介護ロボット導入支援事業補助金	施設	722,000	0	722,000	722,000	722,000					
区分小計		722,000	0	722,000	722,000	722,000	0	0	0	0	0
合計		50,480,935	126,600	50,480,935	722,000	19,521,000	19,907,000	7,923,935	2,572,000	400,000	157,000

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、

医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項（課長通知）別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
 (自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
A拠点	E拠点	介護保険収入	2,500,000	E拠点運営費

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
A拠点	G拠点	介護保険収入	18,000,000	G拠点運営費
B拠点	本部拠点	運営費収入	360,000	本部拠点運営費
B拠点	A拠点	運営費収入	440,000	施設機能強化推進費

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書

令和6年3月31日現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期	なし			
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期	なし			
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

基本金明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳			
		本部拠点	A拠点	B拠点	E拠点
前年度末残高	231,607,862	84,645,861	101,360,676	43,891,807	1,709,518
第一号基本金	84,645,861	84,645,861			
第二号基本金	146,962,001		101,360,676	43,891,807	1,709,518
第三号基本金	0				
第一号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
第二号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
第三号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
当期末残高	231,607,862	84,645,861	101,360,676	43,891,807	1,709,518
第一号基本金	84,645,861	84,645,861			
第二号基本金	146,962,001		101,360,676	43,891,807	1,709,518
第三号基本金	0				

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位: 円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳						
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		本部拠点	A拠点	B拠点	D拠点	G拠点	E拠点	
前期繰越額				210,313,586	65,765,159	111,949,387	17,527,748	12,667,084	581,660	1,822,548	
当期積立額	器具及び備品	329,955	0	0	329,955	0	329,955	0	0	0	
	その他の固定資産(有形固定資産)計	329,955	0	0	329,955	0	329,955	0	0	0	
	ソフトウェア	392,045	0	0	392,045	0	392,045	0	0	0	
	その他の固定資産(無形固定資産)計	392,045	0	0	392,045	0	392,045	0	0	0	
	その他の固定資産計	722,000	0	0	722,000	0	722,000	0	0	0	
当期積立額合計	722,000	0	0	722,000	0	722,000	0	0	0	0	
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額				12,315,796	49,104	8,680,418	1,671,784	1,589,871	148,964	175,655
	特別費用の控除項目として計上する取崩額				5	0	5	0	0	0	0
	当期取崩額合計				12,315,801	49,104	8,680,423	1,671,784	1,589,871	148,964	175,655
当期末残高				198,719,785	65,716,055	103,990,964	15,855,964	11,077,213	432,696	1,646,893	

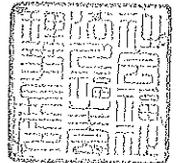
- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

以上のとおりご報告申し上げます。

令和6年5月 14 日

社会福祉法人 福生会

理事長 谷口 宗弘



監査の結果適法正確に作成されているものと認めます。

令和6年5月 14 日

監事

藤田 明 

監事

松浦 靖明 